

1 おおさか男女共同参画プランについて

(1) 根拠法令

■男女共同参画社会基本法第14条

⇒都道府県は、男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的な計画（男女共同参画計画）を定めなければならない。

■大阪府男女共同参画推進条例第8条

⇒知事は、計画策定にあたっては、あらかじめ大阪府男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、府民の意見を反映させるための措置を講じるものとする。
⇒知事は、計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

■女性活躍推進法第6条

⇒都道府県は、女性活躍に関する施策の推進計画を定めるよう努めるものとする。

(2) これまでの男女共同参画施策の歩み

- 国及び大阪府の歩み→資料2
- 大阪府の現行プランの概要→資料3、冊子

2 次期プラン策定スケジュールについて

- 審議会、部会においてこれから約2年かけて審議し、2020年8月を目途に知事へ答申（資料4）
- 事務局において、答申の内容を踏まえ、次期プランの原案を作成
- 事務局において、2020年12月～2021年1月にパブリックコメントを実施
- 2021年3月、次期プラン策定

年度	月	審議会・部会	調査・評価	策定
2018年度	12月17日 2月～3月	第38回審議会【諮問】※部会設置 第1回部会	府民意識調査 現プラン評価	
2019年度	4月～12月	第2回部会 第39回審議会 第3回部会	府民意識調査 (委託6～12月) 現プラン評価 (各部局→男女課)	
2020年度	1月 2月 3月			次期プランの 基本的考え方 の検討
2020年度	4月 6月 7月 8月	第40回審議会 第4回部会 第5回部会 第41回審議会【答申案】		
2020年度	10月～2月	【答申】(8月中) ・庁内検討 ・パブリックコメント		次期プランの原案作成
2021年度	3月	2021年3月 新計画策定		

3 次期プラン策定に向けた作業

(1) 府民意識調査

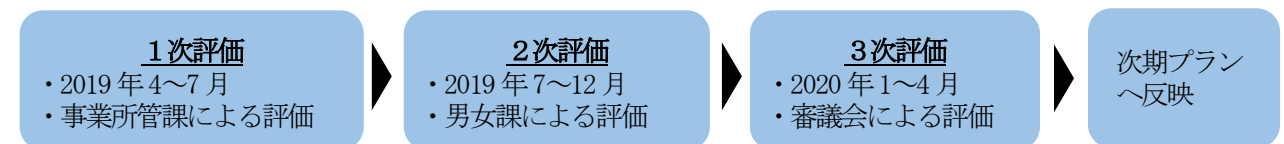
- ・調査会社へ委託して実施予定（予算要求中）
- ・調査期間は2019年6月～12月を予定。調査概要は以下のとおり。

調査対象	満18歳以上の男女府民
サンプル数	2,800（住民基本台帳から抽出）
調査手法	郵送（回答は郵送かWEBか選択）
設問数	40～50問（回答者の属性についての質問10問を含む）

⇒次期プラン策定に向け、設問の追加・削除を審議会・部会で検討していく。

(2) 現プランの評価

- ・現プランの進捗状況については、毎年、関係各課へ照会のうえ、とりまとめて「大阪府の男女共同参画の現状と施策」としてホームページで公開している。
- ・次期プラン策定にあたっては、各施策の検証・評価を以下の3段階で行う。



(3) 次期プランの基本的考え方の検討

- ・2018年12月17日：知事から審議会へ諮問
「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」
⇒基本的な考え方とは、基本理念、計画期間、数値目標、目指す社会、方向性、取り組むべき事項、推進体制等
⇒これらについて審議会で議論した結果を知事への答申書へとりまとめる

4 次期プランの全体構成について

■現プランと前プランの違い（資料5）

- ・女性の活躍推進、地域（自治会）における男女共同参画推進について追加
- ・章立て等を国の第4次計画に合わせて変更
- ・審議会での指摘を受けて、なるべく読みやすい文章に変更

■現プランと国の第4次計画の違い（資料6）

- ・章立て等は国の第4次男女共同参画推進計画と同様
- ・国特有の課題については除外（地方創生、国際協調など）

■次期プランの全体構成について

- ・現プラン及び今後策定される国の第5次計画を踏まえたものしつつ、現プラン策定後の社会情勢等の変化を踏まえ、新たな課題について追記していく。
- ・新プランに記載すべき新たな課題等については、資料7の叩き台を基に、審議会において、新プランで目指すべき社会、基本方針等を踏まえ検討していく。